

令和 7 年 度
県立学校教務主任研究協議会
研究協議に係る資料
(特別支援教育)

愛媛県教育委員会

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程編成の工夫・改善

小学部の準ずる教育を行う学級では、自立活動を70単位時間確保するため、全学年において総時数を標準時数より35単位時間増やすとともに、1・2学年では国語、3～6学年では「総合的な学習の時間」を35単位時間減らしている。自立活動の時間における指導では点字学習や白杖による歩行指導を行い、それぞれの児童の実態に合った学習手段や移動方法を身に付けることができるような内容を盛り込んでいる。

中学部では、重複学級において、生徒の多様な障がいの状況や発達段階に合わせ、柔軟な教育課程が編成できるようにしている。指導の形態別週当たり授業時数を、国語、数学が0～2時間、社会、理科、外国語（英語）が0～1時間、生活単元学習が2～9時間と幅を持たせ、在籍する生徒のニーズや興味関心に合った教科学習の単位数を確保できるようにしている。ただし、今年度の在籍生徒については、重複学級の生徒がいない。

高等部本科普通科では、三つの類型の特色を生かし、生徒の障がいの状況や学習の習熟度、進路希望等への対応が効果的に行えるよう努めている。Ⅰ類型では、選択科目を多く設定し、文系・理系両方の大学進学に対応できる柔軟なカリキュラムの編成に努めた。Ⅱ類型では、家庭や情報の専門科目を幅広く設定し、進路希望に応じたスキルを高めるとともに、現場実習やインターンシップに参加する機会を確保しやすくした。Ⅲ類型では、各教科の学習について週当たりの授業時数に幅を持たせ、「各教科等を合わせた指導」との調整を行い、中学部における授業との継続性を図るとともに生徒の学習意欲や実態等に幅広く対応できるようにしている。

高等部本科保健理療科及び専攻科理療科では学習指導要領やいわゆる認定規則にのっとりながらも、年々難化するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験に対して、補習や特別時間割などを想定した上で、より柔軟な対応が行えるような教育課程の編成に努めている。

(2) 学習評価の在り方

小学部、中学部、高等部本科普通科では、観点別評価による総合的な評価を行っている。高等部本科保健理療科、専攻科理療科では、総合的な評価を原則としながら、生徒の多くが目指す国家資格取得に対応した取組を行っている。国家試験対策として3年次には模擬試験を年5回実施し、その結果を基に教科指導を行っている。

「個別の指導計画」については、準ずる教育を行う児童生徒と重複障がいのある児童生徒に異なる様式を用いることで、評価の充実と効率化が両立できるよう工夫している。

2 教務関係実務に関する問題点

(1) 授業改善研究を通じた専門性の向上について

視覚障がい教育に対する高い専門性が求められる中、他教科での実践や工夫を全教員で共有できるよう、教科指導についての実践報告会を毎年実施している。

また、自由参観週間を年3回設定して保護者等に授業を公開するとともに、教職員も相互に参観している。参観者から授業者への感想、提案、質問を伝える授業参観票を活用して意見を出し合うことで、より確実な意見交換が行えるよう取り組んでいる。

さらに、理療科の点字使用の教員や歩行訓練士の資格を持つ教員が、TTとして児童生徒の自立活動の指導を行い、より専門的な知識を児童生徒に伝えられるよう工夫している。このことにより、小学部の点字で学ぶ児童の点字導入、習得、さらなる活用を目指す時期それぞれの

課題や指導法について、教員間で共通理解を持ち指導したり、全盲、弱視など個人の見え方に応じた歩行指導を行ったりするなど、自立活動の時間がより充実したものになっている。

これらの取組を密接に関連付けて実践的な研究を積み重ね、校外からの情報も得ながら、専門性の向上につなげたい。

(2) 適正な評価方法と体制の構築

新学習指導要領の実施に伴い、学習評価の在り方を見直し、その改善を進めている。年度初めには、各部で新学習指導要領に基づく評価の在り方について研修し、適正な評価の徹底に努めた。特に本校は児童生徒と教員が1対1の授業が多いため、学習評価に客観的な視点が不足しがちになるという課題が挙げられた。それを解消するため、中・高等部では実施後の考查問題の回覧に教科主任も含め、適切な評価が行える考查問題になっているかを幅広く検討している。

(3) 幼稚部・小学部の教育に関する専門性の継承

現在、地域の幼稚園・保育園や小学校で学ぶ幼児児童が増えている。視覚障がいのある幼児児童に対する教育には高度な専門性を必要とするため、その継承が課題となっている。引き続き、外部からの教育相談に多くの教員が関わることで専門性を共有し、その継承に意識して取り組んでいく必要がある。

3 入学生確保に向けて工夫していること

(1) 教育相談について

視覚障がいのある乳幼児・児童生徒・成人に対して、療育や学習、日常生活、進路等に関する相談や情報提供を行っている。教育相談を利用している児童生徒が本校の授業に参加することもある。依頼があれば、地域の幼稚園や小中学校で視覚障がい者について知ってもらうための授業も行っており、その中で学校の紹介もしている。センター的機能を担う本校は、入学の意志の有無に関わらず教育相談を実施しているが、普段から医療機関や地域の学校との連携を密にしていることが功をなし、今年度は高等部に4名の生徒が入学した。迅速かつ丁寧できめ細かな教育相談の取組が入学生の確保につながっている。

(2) 関係機関への周知について

本校はあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許取得に向けた職業教育を行っている。昨年度は、その内容をより広く知ってもらうために、学校案内を一新した。自治体や眼科、ハローワーク等への配布を行い、盲学校の役割についての周知を図った。さらに、視覚障がい者の生活訓練などの支援を行う視聴覚福祉センターと緊密な連携を保ち、相互に利用者への情報提供を行っている。

(3) 外部への情報発信について

学校公式YouTubeチャンネルを開設し、学校紹介や学校行事の動画を配信している。学校ホームページについては、全職員で更新に努めている。児童生徒の活動や学校施設の様子がよく分かると在校生や卒業生、保護者などの学校関係者はもちろん、入学を検討する生徒や保護者にも好評で、入学するときの判断材料としても一役買っている。手軽に見られるので、視覚に障がいがある人への情報提供だけでなく、視覚障がい教育の啓発としても効果が期待できる。また、年間を通して、県内各所の関係機関へ赴き視覚障がい教育や本校についての様々な情報を紹介する取組に尽力している。今年度は全教職員が分担して関係機関を訪問する予定である。見えない・見えにくいことで困っている人と本校とをつなぐために、有効な取組となっている。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程の編成の工夫・改善

ア 本校の幼児児童生徒数は減少傾向にある。地域の特別支援学級で学ぶ場合や、医療技術の進歩、補聴器の性能向上や人工内耳の普及などの理由がある。また、本校に入学しても他県の特別支援学校の高等部に進学するケースもある。

また、障がいの重度・重複化、多様化の傾向があり、聴覚障がい以外の障がいを併せ有する幼児児童生徒が増えている。

本校では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程と、知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程（知的代替）を編成し、個々の幼児児童生徒の実態に応じた指導を行っている。また、個々のニーズに丁寧に対応できる教育課程の工夫や改善を進めている。

イ 各学級1～3名の在籍となっており、在籍者のいない学年もある。そのため、少ない人数でも効果が上がるように、学級・ホームルーム活動を充実させたり、総合的な探究の時間等で異学年との様々な集団活動を取り入れたりしている。高等部では朝のSHRのうち週1回を合同で実施し、集団での意見交換や社会的なスキルを得ることができるよう工夫している。

ウ 居住地を中心とした交流及び共同学習を積極的に行っている。在籍1名で様々な施設等の校外学習を依頼することは難しいため、交流を行っている地域の学校の活動に参加している。高等部では特定の高校と継続的に連携を持つ行事を実施している。

エ 準ずる教育の教育課程において、学年対応の学習が困難な児童生徒には、実態に応じて下学年適用を行い、基礎学力の定着を図るように努めている。中学部・高等部では、長期休業中に補習を行っている。

オ 重複障がい学級に在籍する児童生徒の障がいの状況は、児童生徒によって異なっている。そのため、各教科や生活単元学習、自立活動等の授業時数に幅を持たせ、個々の発達や障がいの状況に応じた学習を行えるようにしている。中・高等部では教科担当の教員が授業を担当するため、知的障がいを併せ持つ生徒の指導について、個別の教育支援計画を基盤とした本人保護者のニーズも汲み取りながら個別の指導計画等で総合的に実態を把握し、学習の計画を立てられるようにしている。

カ 校内にWi-Fi環境が整備されたため、個別の指導計画の中に、Wi-Fiの利用やプログラミング教育などICTを活用した学習内容について、計画段階から表記している。

(2) 学習評価

ア 一人一人に、各教科等について個別の指導計画を作成している。各教科等の単元ごとの目標及び個別の目標を設定し、それに対する評価を行っている。様式の見直しを行い、今年度から新しい様式で取り組む。計画の作成や評価の時期に合わせて、個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義や活用について研修の機会

を設け、共通理解を図っている。

イ 幼稚部や知的代替の教育課程で学習する幼児児童生徒は、領域ごとに実態表・目標表を作成し、見直しを行いながら進めている。

ウ 下学年適用の児童生徒について、学習評価について研修を深め、共通理解を図り、個々の児童生徒の実態に応じてきめ細かく指導できるようにしていく必要がある。

2 教務関係実務に関する問題点

- (1) 多様な障がいの幼児児童生徒の入学希望について、教育相談や体験入学等を十分に行った上で入学を考えることができるように、体験入学の期日や内容を見直す必要がある。
- (2) 指導要録が電子化された。今後もシステムについての情報収集や研修を積む必要がある。
- (3) 同敷地内のみなら特別支援学校松山城北分校と連携を取りながら授業活動を行っている。分校の生徒数が増え、共有教室の使用頻度が高くなり、施設設備利用が制約され、思うような活動ができないケースが出ている。双方で知恵を出し合って解決していきたい。

3 入学生確保に向けて工夫していること

- (1) ホームページの充実を目指している。また、学校公開・公開講座等を通して、聾学校の学校生活や学習について知ってもらったり、幼児体験学習やサマースクール・ウィンタースクール等で、聾学校の教育を体験する機会を持ってもらうようにしたりしている。
- (2) 外部支援で専門性の高い教員が地域の学校で訪問支援を行ったり、聴覚障がいのある教員がロールモデルとして支援や教育相談に関わったりして、聴覚障がい教育や聾学校の教育への啓発を図っている。
- (3) 学校評議員会や学校関係者評価委員会に関わっていただいている地域の方々や各業種とのつながりを生かし、防災活動以外にも聾学校や聴覚障がいについての周知を進めている。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程の編成について

ア 本校には肢体不自由教育部門と病弱教育部門があり、幼稚部教育要領に基づいた幼稚部の教育課程、小・中学校、高等学校に準ずる教育課程（Ⅰ、Ⅱ類型）、知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程（Ⅲ類型）、自立活動を主とする教育課程（Ⅳ類型）の3つの教育課程を編成している。病弱教育部門では医師の指示による1日の許容学習時間に応じた適切な教育活動ができるようにしている。

また、今年度から愛媛県立みなら特別支援学校の訪問教育が本校の肢体不自由教育部門に移管され、更なる学びの多様化に対応することとなった。

幼稚部は「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼稚部教育全体計画を作成している。小学部、中学部のⅠ類型では、総授業時数を小中学校それぞれの標準の総授業時数に準じているが、設定している自立活動の時数確保のために体育と総合的な学習の時間を合わせて減じている。

(2) 学習評価の在り方について

指導計画等作成の手引きと留意事項という冊子を作成し、作成の手順や目標や評価規準設定の考え方、3観点を踏まえた評価の仕方などを丁寧に示している。

評価時期は、今年度から前期（4月から9月）、後期（10月から3月）の二期に変更し、通知表の発行を9月末と3月の年2回とする。このことにより、時間を掛けて課題や手立てを検討することが可能となり、評価期間が長くなることで、よりきめ細やかな評価を行うことができる。と考える。

ア 各教科の内容を満遍なく取り扱うこと、各教科の視点に基づいた学習内容の設定や評価を目指し、Ⅲ類では「学習指導要領目標・内容の一覧」、Ⅳ類型では加えて「Sスケール（学習到達度チェックリスト）」を用いて実態把握及び到達度の評価を行っている。さらに「キャリア形成のための発達段階確認表」での実態把握及び到達度の評価も行っている。

イ 前項アとの関連を持たせ、個別の指導計画の各教科等を合わせた指導における目標には取り扱う教科名を記載するようにしている。昨年度からは目標に対する達成状況について、記号（◎：達成 ○：達成手前 △：継続 ▲：検討・変更が必要）を用いて記載するようにした。子どもの状況（目標の設定）について振り返るとともに、教師の手立てや支援、指導が適切であったかという点でも振り返る機会となるように設定した。

ウ 年間指導計画にも単元ごとに取り扱う教科の内容を記載し、合わせた指導を行う場合にも各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価、また、次の指導につながるよう工夫している。学習指導要領に示された3観点を踏まえた単元ごとの評価規準を設けるとともに、評価においても3観点を踏まえた記述となるよう努めている。

エ 指導計画等については、関係教職員で検討会を行い、幼児児童生徒の実態について共通理解を図りながら教育活動を展開するとともに、幼児児童生徒の実態に合った教育課程となるよう評価を行っている。

オ Ⅰ、Ⅱ類型において学習指導要領に応じた3つの評価の観点を教科ごとに示すとともに「総合的な学習（探究）の時間」の評価の観点も示している。

カ 「特別の教科道徳」の評価では、学習指導要領の道徳科の目標と本校作成の「キャリア形成のための発達段階別指導内容表」を照らし合わせることで、重複障がい学級も含め評価の観点としている。

2 教務関係実務に関する問題点

(1) 隣接する子ども療育センターに入退院する幼児児童生徒数の変動やセンター日課等、調整が多岐にわたり、時間割編成や学級担任及び各教科担任等の配置に苦慮している。また、突然の転出入への対応が年間何度もある。

(2) 3つの教育課程において授業を実施していく中で、学校行事や各部行事等の体験的な学習は必要性の高い内容である一方、適切に授業内容が実施できる教科等の時数確保も重要である。調整を図りながら両立させていくことが課題である。

(3) 教務関係文書を中心として作成文書が多いことから、デジタル化、システム化することで業務改善につながることもあるのではないかと文書の様式等の見直しや工夫をしているが、必要な内容を残し、作成等の作業が軽減できるようなファイルシステム等を構築することは難しく、試行錯誤している。

3 入学生確保に向けて工夫していること

本校への適正就学に向けて、幼児体験学習、授業交流、教育相談等を実施している。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

小学部においては、個別の指導計画の評価を記入する際の基準として、学年単位で実施する音楽、体育、遊びの指導については共通理解の下で評価を行えるよう、評価のポイントや表記の統一を確認するためのシートを各教科の担当者が作成している。また、行事や特別活動などの実施計画においては、その目的として、学習指導要領に基づく観点別の目標を明記するようにしている。

中学部においては、「年間指導計画をいつも手元に置こう」をテーマに、年間の見通しをもって授業を進め、評価することに重点を置いた。そのために、個別の指導計画（通知表）の書き方を昨年度の年度初めに変更した。ねらいだけでなく、年間指導計画の文言（学習内容）を活用して、学習指導を行い、個別の指導計画（通知表）や指導要録で評価が行えるようにし、指導と評価の一体化を推進した。評価の際には、「〇〇では、～」と学習内容を入れることによって、ねらいの達成状況が分かりやすくなった。また、「行動の記録」「特別の教科 道徳」についても、それぞれの項目をプルダウンから一つ選び、その項目に見合った内容の記載をすることにした。指導要録作成の際には、通知表をそのままコピーして貼り付けるだけでくなり、学級担任や点検する教員の負担軽減につながった。また、自立活動においても、個別の指導計画との関係性が明確になるようにした。また、通知表の様式に記載マニュアル自体をシートに組み込み、別冊の教務マニュアルを手元に用意せずとも、通知表を入力しながら、いつでもすぐにマニュアルや注意点を確認できるようにした。

2 教務関係実務に関する問題点

地域の小・中学校から転入してくる児童生徒の「教科用図書給与証明書」が、準ずる教育課程と知的代替課程で形式が異なるため、教科書の二重給与を防ぐために本校が必要とする情報が載っていないことが多い。市町の小中学校の担当者と共通認識をもってやり取りができると、よりスムーズに転学の手続きを進めることができると考える。

昨年度、チャイムの機械が新しくなり、パソコンで設定をするようになった。チャイム専用のパソコンを準備することができず、教員のパソコンにプログラムを入れている。情報課と協議し、多くのパソコンにプログラムを入れることを避けている。チャイム操作担当者が数名に限定されていること、また、専用プログラムの操作がやや難しいことから、チャイムに関する業務の共有や引継ぎが課題である。

3 入学生確保に向け工夫していること

令和8年度に松山城北特別支援学校が開設されるにあたり、夏に実施される市町の教育相談や各部の入学予定者を対象とした説明会等の際、学校としてどのような情報が提供できるかが不明確であり、適切な就学先決定に向けて何ができるのか手探りの状態である。本校への入学・転入学を視野に入れた児童生徒の教育相談件数は大変多く、その際に松山城北特別支援学校について質問を受けることもある。高等部においては、令和5年度より、地域の中学生を対象とした高等部説明会の際、引率教員を対象に、本校高等部卒業後の進路や本校での学習内容、適切な進路指導につながるような情報提供等をコーディネーターより行い、質疑応答に答える時間を設けている。その際にも同様の質問を受けることが予想される。中学校の特別支援学級担当の教員の入れ替わりが多い中で、中学校での進路指導、教育課程の選択等が適切に行われ、生徒の進路の選択肢が少しでも多くなるよう設けた機会に、適切な情報を提供することで適切な進路選択につながるようにしたい。

令和7年度県立学校教務主任会研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

松山城北分校は、みなら特別支援学校(東温市)の生徒数増大に伴う校舎不足等の課題の解消や、松山城北地区に居住する知的障がい者の保護者の通学等に関する負担軽減を図るために、平成24年に松山聾学校の敷地内に開校された学校である。高等部普通科、産業科の2学科があり、令和7年度は45名の生徒が在籍している。令和8年度より愛媛県立松山城北特別支援学校として小学部、中学部が開設され、高等部は普通科のほかにキャリアデザイン科が新設される。

(1) 教育課程編成の工夫・改善について

高等部に新設されるキャリアデザイン科は、①「働きたい」生徒の就労実現を目指す②実践的な作業学習で働く力を高める③地域文化と伝統芸能を学ぶことを3つの柱とし、教育課程の見直しを行っている。これまで産業科は専門科目の「サービス」や「キャリトレ」での学びを生かし、分校祭では城北カフェを開催していた。新校開設に伴い、「城北おもてなしカフェ」スペースが設置されることになり、令和6年度は他県でカフェを運営している特別支援学校を訪問して、カフェ運営について教えていただいた。各校とも教育課程(教科別)では大きな違いはないものの指導形態を工夫したり、時間割を調整したりすることにより、独自のカフェ(調理や接客)を行っていることが分かった。城北おもてなしカフェの役割や方向性について、施設・設備を考えながら地域の中でどのように運営すればよいかを模索している。

また、作業学習についてキャリアデザイン科では、1年生から班を決めるのではなく、開設されている作業班を学期ごとに体験していき、いろいろな系統の作業があることを知り、適性を考える期間としたいと考えている。また、作業学習で多くの人と関わる中で、将来働くために自身が身に付けなければならないことは何か考えさせて、2年生での作業班の選択につなげたい。

(2) 学習評価について

個別の指導計画で長期目標や短期目標を設定し、学習のねらいを明確にした上で一人一人のニーズに応じた学習内容になるよう考えている。学習評価では成績伝票に記述する際に、入力時に三つの観点別評価の記述を促すコメントが出る条件付き書式にすることで、意識付けが定着したが、文字数が多くなってしまうことになった。また、学習評価規準を1段階、2段階別に生徒の実態や授業内容に合わせたものになっているかについては、教科や教員によって差があることが課題となった。

2 教務関係実務に関する問題点

日々の教務に関する実務のほかに新校設置のための業務が加わるようになったが、課員の誰も経験したことのない業務のため、分からないことばかりでスムーズに進まないことが多かった。また、入学者選抜などこれまで本校に頼っていた業務も城北分校単独で担うことも考えなければならない。城北分校内でキャリアデザイン科開設に向けて、課として役割分担を明確にするだけでなく、

教職員相互で連携を図り、業務内容の共有をして一部の教職員の負担が増すばかりにならないようにしたい。また、小・中学部開設に向けての準備を、みなら本校の先生方と連携を密にして進めていきたい。

3 入学生確保に向けて工夫していること

個別の学校見学や高等部説明会、電話での問い合わせでは、令和8年度から本校化することや、キャリアデザイン科について聞かれることが多くなったと感じるが、教務課として即答できることばかりではなかった。松山城北特別支援学校としての学校説明会では、決まっていることを明確に伝え、回答することで学校生活をイメージしてもらいたい。ホームページなど引き続き広報活動にも努め、入学生の確保に努めていきたい。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程編成の工夫・改善

ア 各学部とも児童生徒の発達の状況や学習上の特性を踏まえ、各教科等を合わせた指導を中心にした教育課程を編成している。小学部では、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等を、中学部・高等部では、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等を組み合わせて実践している。「特別の教科道德」は教育活動全体を通して行っている。また、発達段階に応じたキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を高めることを視野に入れ、効果的な学習活動の展開に努めている。自立活動の「時間における指導」を今年度から小学部・中学部で全児童・生徒を対象として実施しており、高等部で来年度の実施に向けて試行を始めた。

イ 小学部では、児童が学校生活に見通しを持ち、毎日同じリズムで安定して過ごせるように、基本的に日課をほぼ一定にし、帯状の時間割配置になるようにしている。また、児童数の増加により学習グループの編成を工夫し、児童が安全に学習できる環境整備を行っている。教科別の指導や各教科等を合わせた指導においては、小学部6年間を通して学習内容に系統性を持たせるよう、学習内容表を参考にしながら年間指導計画を作成してきた。今年度は単元ごとの目標を3つの観点で設定し、何をねらい、そのために子どもたちがどのように学ぶのかを明確にするように計画している。

ウ 中学部では、各教科等を合わせた指導は学級・学年や部全体で取り組み、国語、数学、音楽、保健体育の教科別の指導は、それぞれ2単位時間教科の特性に応じた指導を生徒の実態に合わせて行えるように、学年別又は部全体で習熟度別の学習グループを編制している。「作業学習」においては、複数の作業班が共同して1つの製品を作るなど、商品開発に取り組んでいる。製品の種類や作業工程が増えることで、生徒の活動の幅が広がった。

エ 高等部では、キャリア教育の充実に努めている。教科「職業」においては、進路課長と進路指導主事が中心となり、望ましい職業観等の育成と職業自立に向けた生徒の適性等に配慮した授業や、外部講師によるビジネスマナー講座などを通じて、実践的な態度を育てるよう取り組んでいる。また、産業科の生徒を中心としてきた技能検定について、普通科の生徒も取り組むことができるよう、近年は総合的な探究の時間に3つの講座を設定している。さらに、「保健体育」や「日常生活の指導」においては、就労に向けた体力の向上を目指している。作業学習においては、学期始めに「決められた時間以外は休憩時間はなるべく取らない」「作業中は立ち仕事を」等の確認を行い、現場実習や就職につなげている。

オ 年度当初に休日となる曜日をカウントし、計画的にその曜日の振替を行うことで、授業をバランス良く実施するようにしている。

(2) 学習評価の在り方

保護者の願いや個別の教育支援計画を基に個別の指導計画（自立活動・各教科等・実態表）を作成している。自立活動においては、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図に沿って検討する研修の場を設け、児童それぞれの目標、指導内容を明確にするよう努めている。各教科等の個別の指導計画においては3つの観点を踏まえたねらいを定め、学期ごとに評価を行ってきた。本年度から評価期間は3期制から2期制となった。学期末の評価を受け、各教科等の指導がより効果的に行われるために、関係教員で検討し、個別の指導計画を随時改善している。小・中学部において1年間で学習した成果をスムーズに次年度につなげることを大きな目的として、年度末に「実態表」を作成している。小・中学部で統一の様式にしており、児童生徒の実態・到達状況を的確に記入することで、次年度に指導計画を立てる上で有効な資料となっている。

2 教務関係実務に関する問題点

- (1) 年々児童生徒数が増加し、教室数が足りず特別教室を併用している。また、児童生徒の障がいの重度・多様化により、教員一人当たりの授業時数が多くなっている。放課後に行われる会議は必要最低限、30分程度を基本とするなど改善しつつも、ケース会議や授業準備、校務分掌、部活動等で多忙を極めており、教務関係文書等の先生方への負担も大きいと感じている。
- (2) 授業時数の確保が課題である。学校や部の行事等の重要性は十分感じているが、曜日や時間帯によって極端に授業が少ない教科もあり、学習評価をするのが難しいという意見がある。全体のバランスを考えながら、行事等の精選も踏まえて取り組んでいきたい。

3 入学生確保に向けて工夫していること

- (1) 教育相談・学校見学等の案内を在籍保育所・幼稚園、小・中・高等学校等関係各所に周知している。施設設備等の見学や学校概要説明、学習活動の動画の視聴、教育相談を通して、本校教育について御理解していただける機会を設けている。
- (2) 可能であれば体験学習の機会を設け、普段行っている作業学習などを実際に体験してもらっている。併せて、各部の概要、寄宿舍、進路等について詳しい説明や教育相談を行っている。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程について

本校では、新学習指導要領の理念を基に宇和特グラデュエーション・ポリシーとして、①コミュニケーション力②自己肯定力③挑戦力④生活力の4つの力を育むことを教育の目標としている。その目標の下、各部の児童生徒の障がいの状態、発達の段階や特性等を踏まえて、教育課程や指導の形態等を工夫している。

小学部では、教育課程について検討するに当たって、教科等を合わせた指導の各授業や各単元の中で、何の教科のねらいをもって学習しているのか改めて確認した。その結果を参考に、令和7年度から各教科の時数を実際の学習内容に、より即した教育課程に変更した。また、今年度から個別の指導計画の指導形態別の目標に対して、何の教科の目標かを明記するようにした。教科等を合わせた指導の中で、児童が身に付けた知識や技能を実際の生活の場で生かす力を付けることを目指している。そのため、より個々の各教科における課題を盛り込みながら、実際の具体的な内容を学習することや、教科別の指導の学習内容と関連付けながら学習することとした。実際の指導においては、適切な課題を設定することで、自ら課題を解決しようとする意欲や、児童の興味関心のある事柄から内容を深めることで、探求心などを引き出す工夫を行っている。

中学部の教科別の指導では、国語・数学・体育・音楽を実施しており、生徒の実態に応じた学習を行い、生徒の意欲を高めるために体育は種目や習熟度によるグループ編成を行い、国語、数学は習熟度別に班別で学習している。「総合的な学習の時間」の進路学習では、2学期に校内実習として、生徒の実態に応じて「空き缶つぶし班」「クラッカー袋詰め班」を編成し、それぞれの目標に向かって1週間の体験学習を行うようにしている。また、ICTの活用においては、映像や画像をタイムリーに大きく映し出す電子黒板の利用や、表出言語のない生徒に対して音声代替機としてiPadの「ドロップトーク」アプリを活用している。体調不良により長期欠席をしている生徒には、ロイロノートで宿題のやり取りを行ったり、学校の週行事などの確認を行ったりしている。

高等部産業科では、習熟度や興味・関心により学習集団を編成し、「外国語（英語）」「情報」を選択教科としている。また、作業学習の一部に技能検定の内容を取り入れたことで、卒業後の進路に向けた意欲的な取組となっている。普通科では、教科指導（国語、数学など）を取り入れたⅠ型、各教科等を合わせた指導が中心のⅡ型の類型を設けている。一人一台端末や電子黒板等の整備により、生徒に分かりやすい情報提供や課題学習等、生徒の主体的な学習につながっている。

各部とも知的障がいの特性を踏まえ、実際の生活場面に即しながら繰り返し学習することにより、児童生徒の自立と社会参加のために必要な知識や技能を身に付けられるように、継続的段階的な指導を基本としている。また、児童生徒の活動を認めたり褒めたりすることによって、自信を持って主体的に学ぶ意欲や姿勢を育みたいと考えており、ICTの活用や今できることを工夫するなど、組織的、系統的な学校教育の実現に努めている。

(2) 学習の評価の在り方

各部とも個別の指導計画の中で児童生徒の目標を立て、学習内容を整理している。個々の目標については、学年会において共通理解を図り、関わる教師が一貫した指導や支援を行うよう努めている。今年度からは、年に3回発行していた通知表を2回とし、長期休業中に学習評価の整理を行い、複数の教師の視点から評価を検討し、その妥当性や信頼性を高めていくこととした。学習指導要領にも示された「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点の学習評価については、「何を知って、何を考え、どう生かすか。」を評価するよう文例を示しながら、教師間での共通理解を図っている。何を身に付けるために授業を行うのか。身に付いたものを使って、どのような考え方・伝え方などを引き出すのか。そして、その力を授業や生活の中でどのように生かしていくのか。今年度は、学校訪問研修の機会を生かし、学習評価の在り方についても検討していきたい。

2 教務関係実務に関する問題点

(1) 物的・人的環境の確保・整備

小・中学部の児童生徒数は横ばい傾向にあるが、高等部の生徒数はここ5年ほど、減少傾向にあり、慢性的な教室不足は解消されつつある。しかし、教員配置については、特定の専門教科（美術や数学、家庭、工業、農業など）の免許状を有する教員が不足しており、教科指導の専門性が確保されていない現状もある。例年、教員数は減少しており、年休や出張に対する代教の確保が非常に厳しい状況であり、安全な指導支援が困難な場面も生じかねない。

(2) 実務について

指導計画、支援計画、成績や指導要録などの文書処理が確実に正しく行われるように全教職員の研修として、各部で記入説明会を実施している。本校の特別支援課とも連携し、手順書やマニュアルを改善しながら、学習指導要領に即した学習内容や学習評価を進めており、一昨年度は、学習指導要領解説の各教科の内容を基に、教科ごとに一覧表に整理した。年間指導計画立案の段階から、各教科ごとの一覧表を参考に、個々の指導内容を見直し、授業実践の工夫や改善につなげていく。

指導要録、出席簿が電子化され、マニュアルも作成されたが、高等学校向けの出席簿のため、特別支援学校の知的障がい部門では、総授業時数をカウントするための出席簿を別に作成し入力しなければならないため、改善策が必要である。

3 入学生確保に向けて工夫していること

各部ともに、教育相談や体験入学等、本校の教育の実際を体験する機会を設けて理解・啓発を進めている。昨年同様に授業の様子や使用している教材等をホームページに載せながら、本校の学習について情報を発信していく予定である。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程編成の工夫・改善について

本校では新学習指導要領の理念を基にグランドデザインを作成し、教科横断的視点に立った教育課程の見直しや、系統性ある指導の充実を図ることを目標としてカリキュラムマネジメントに取り組んでいる。

小学部では、教科別の指導として1年生から音楽、体育、4年生から国語、算数を実施している。各教科等を合わせた指導として、全学年が日常生活の指導、生活単元学習、3年生までが遊びの指導を実施している。形態別の週時間割については、4時限目と5または6時限目の時間帯を児童の実態に応じて、日常生活の指導と生活単元学習とに分けて学習している。

中学部では、教科別の指導として、国語、数学、音楽、保健体育を実施し、各教科等を合わせた指導として、日常生活の指導、生活単元学習のほか、週6時間の作業学習を全学年縦割りのグループ編成で行っている。形態別の週時間割では、1時限目と2時限目の時間帯を合わせて時間を設定して、教科指導と日常生活の指導を行っている。

高等部普通科では、教科別の指導として、国語、数学、音楽、保健体育を行い、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習の各教科等を合わせた指導を通して、さらに総合的に幅広く実生活につながるのある学習活動に取り組んでいる。今年度より「音楽」は各学年で習熟度に合わせた縦割りの2グループ編成で行っている。時間割上では、各学級ともに「音楽」と「数学」を同時に設定し、各学級においてAグループが「音楽」の際には、Bグループが「数学」となる。また、「数学」では、3～4グループの小集団に分け、それぞれの生徒の習熟度や学習のニーズに合わせた学習を行っている。「総合的な探究の時間」では、全学年同じ時間割の時間帯にすることで、異学年との交流を行いながら活動を進めていくことができるようにしている。

高等部産業科では、教科別の指導として、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、情報(1・3年)、外国語(2年)があり、各教科等を合わせた指導として、週11時間の作業学習を全学年縦割りのグループ編成で行っている。

(2) 学習評価の在り方について

本校では、教育目標を達成するための児童生徒に育成する資質・能力として「分かる力」「できる力」「考える力」「関わる力」「頑張る力」「楽しむ力」の六つを設定している。学習評価については、個別にねらいを設定して、どのような手だてによって、どのような状況まで達成したか、何が身に付いたかという具体的で客観性のある評価を行うようにしている。児童生徒の意欲や努力を肯定的に受け止め、一人一人の進歩の様子、成長が分かるような表記の仕方について教職員に周知している。チームティーチングの指導を生かしながら、一貫性のある指導・支援を行えるよう、評価を行う際は教師間で共通理解を図るよう取り組んでいる。

2 教務関係実務に関する諸問題について

(1) 教務関係実務に関しては、役割分担を明確にしているが、担当教員だけが業務内容を把握している現状がある。課員相互で連携を図り、効率の良い実務を心掛けつつ、業務内容の共有・引継ぎが課題である。

(2) 教務関係の文書処理については、校務系のデータを共有する。校務系内のデータ量が増えてきたため、データの整理整頓が必要であり、分かりやすい分類が課題である。

3 入学生確保に向けて工夫していること

現状として学級数に対する教室数が少ないため、積極的な入学生確保のための取組はしていない。むしろ近年の不登校傾向の児童生徒数の増加などから、地域の小中学校において適切な就学指導、進路指導がなされているのか疑問に感じることがある。入学を希望している児童生徒や保護者に対しては、本校が知的障がいのある児童生徒が通う学校であることを理解していただけるよう、理解啓発を図っているところである。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程編成の工夫・改善

本校では、児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性等を考慮し、「小学校等に準ずる教育課程」、「知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」の三つの教育課程を編成している。また、新学習指導要領の理念を基にグランドデザインを作成し、「人をつなぐ、授業をつなぐ、思考をつなぐ」の努力目標を掲げて、社会に開かれた教育課程の観点、教科横断的な視点から、教育活動の改善を図っている。育成すべき資質・能力の三要素から、児童生徒に育成する資質・能力として「分かる力・できる力・考える力・関わる力・頑張る力・楽しむ力」を掲げ、様々な実践につなげている。

新学習指導要領の実施に伴い、各部とも上記の考え方を反映させた教育課程を編成している。中・高等部の「自立活動を主とする教育課程（以下、自活主）」については、各教科等を合わせた指導（単元活動の指導）において音楽・美術・保健体育は行ってきた。しかし、自活主においても教科の目標に沿って学習を進めていることから、音楽・美術・保健体育については、教科として取り扱うことにした。特別支援学校学習指導要領改訂にある自立と社会参加に向けた教育の充実に伴い、昨年度から中学部でも「作業学習」を生徒の実態に合わせながら取り組み、高等部へスムーズに移行できるようにしている。

(2) 学習評価の在り方

「自立活動の個別の指導計画」、「摂食指導の個別の指導計画」、「個別の指導計画」の各計画を関連付け、作成や活用がしやすいようにしている。また、実態把握や評価の際に参照しやすいよう、データは児童生徒ごとにまとめて保存している。各計画の作成においては、学習内容、目標や配慮事項等について関係教員で共通理解を図り、一貫した支援や評価を行うよう努めている。

「小学校等に準ずる教育課程」の学習評価は、観点別学習評価を行っている。教科担当者間で、評価の基準や妥当性等について十分に検討し、共通理解を図るようにしている。（今年度在籍なし）

「知的障がい特別支援学校の教育課程に代替する教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」の学習評価では、関わる教員間で話し合い、各教科における観点別学習状況の評価の3観点に基づきながら、具体的に客観性のある評価を行うようにしている。また、肢体不自由児の実態に応じたICT機器やコミュニケーション代替機器、入出力支援装置等の使用を通じて、個に応じた支援を行うとともに、児童生徒の意欲や努力を肯定的に受け止め、一人一人の進歩の様子や成長を具体的に評価するよう努めている。

2 教務関係実務に関する問題点

- (1) 校務系ネットワークでは、必要な情報を効率よく活用したり、文書をスムーズにやり取りしたりできる反面、情報モラルの遵守、情報の漏えいや散逸に対する注意、セキュリティ対策、データやICT機器の適切な管理など、注意すべき事柄が多い。情報担当者が中心となり、周知・徹底や厳重な管理に努めているが、一教員がその役割を担っており、ICTについての専門的な知識を持っている人材も限られている。情報担当者には、教員としての通常業務もあるので、負担が大きい状況が続いている。
- (2) 文書等の作成に関して、担任一人一人の業務の負担が大きいと感じる。校務支援システム等が活用できるものについては、昨年同様に不要な業務や重複文書等の見直しを行い、負担軽減に努めていきたい。

3 入学生確保に向けて工夫していること

- (1) 進路に関する相談があった場合、回答して終わりではなく、その後も継続した繋がりを持ち、情報提供を行ったり、福祉サービスや支援者につないだりする。地域のセンター的役割を務める中で、進路課や研修自立活動課、支援相談課や特別支援コーディネーターなどが連携を取りながら丁寧に相談に応じる。
- (2) 就学に向けて、幼児体験学習や教育相談等を実施している。入学後に必要となる座位保持機能付き車椅子等の作成や購入について、早めに相談を受け、手続き等についても情報提供する。

令和 7 年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程編成の工夫・改善について

本校は四国中央市立三島小学校の敷地内に併設しており、体育館や運動場、音楽室などを共有して使用し、時間割や使用教室について毎年三島小学校と調整を行っている。また、交流及び共同学習においては、三島小学校と同学年同士の交流を年 2～3 回行ったり、小学校と地区合同の運動会に参加したり、音楽会や学習発表を鑑賞し合ったりしている。

グランドデザインは学習指導要領の理念を基に作成し、教科横断的な視点に立った教育課程の見直しや、系統性ある指導の充実を図ることを目標としてカリキュラムマネジメントに取り組んでいる。

小学部では、教科別の指導として 1 年生から音楽、体育、4 年生から国語、算数を実施する。また、各教科等を合わせた指導として、全学年が日常生活の指導、生活単元学習、3 年生までが遊びの指導を実施する。

中学部では、教科別の指導として、国語、数学、音楽、保健体育を実施している。各教科等を合わせた指導として、日常生活の指導、生活単元学習を行うほか、週 6 時間の作業学習（布工芸班・紙工芸班・木工班）を全学年縦割りのグループ編成で行っている。総合的な学習の時間を週 2 時間実施している。

今年度は時間における自立活動の時間を施行期間として、一般学級においても週 1 時間実施する。小学部は 4 時限目の時間に毎日 9 分設定し、中学部は木曜 5 時限目の時間を充て、「チャレンジタイム」として個別学習等実態に応じて実施している。個別の指導計画の様式についても検討を行い、実態把握のためのチェックリストを作成し、試行的に活用している。

(2) 評価の在り方について

教育目標の達成のため、児童生徒に育成する資質・能力として「分かる力」「できる力」「考える力」「関わる力」「頑張る力」「楽しむ力」の六つを設定している。学習評価については、目標に対して、達成した場面、状況、内容等の行動の質の評価を具体的で客観性のある表現で行う。また、TT の指導を生かしながら、一貫性のある指導・支援を行えるよう、評価を行う際は教師間で共通理解を図り取り組んでいる。

昨年度より個別の指導計画を前期（4～9 月）と後期（10～3 月）の 2 期制とした。前期のうちの 7 月までの評価を夏季休業中に、後期のうちの 12 月までの評価を冬季休業中に行うことで、じっくりと児童生徒に向き合ったり、時間を掛けて児童生徒の良さや課題、今後の手立てを考えたりすることができている。また、評価期間が長くなることで、よりきめ細かな評価を行うことができるようになった。

2 教務関係実務に関する問題点

(1) 教務関係実務に関しては、課員が少人数であるため過重負担にならないよう課員相互で連携を図り、効率の良い実務を心掛ける。また、教科書関係等の業務が一部の課員に偏らないよう、適宜引継ぎを行うようにしている。

(2) 教務関係の文書処理の書式については、校務系のデータを共有・整理し、必要な情報の保存・活用など、文書のスムーズなやり取りを行い、効率の良い実務を心掛ける。個々の出席管理について、出欠一覧の作成や指導要録への反映が行え

ない項目があり、手入力が必要となるため負担となっている。

- (3) 隣接する三島小学校との打合せを月に一回実施している。三島小学校との共有教室の使用や時間割の調整、教職員への報告等、密に連携を取りながらより良い関係を築いている。体育館の使用調整が課題となっている。

3 入学生確保に向けて工夫していること

積極的に地域の園や学校、外部機関に対し、学校参観や教育相談の案内をしている。入学を希望する児童生徒・保護者に対しては、学校参観や授業体験、個別の教育相談を行う。また、体験学習や説明会の機会その他、ホームページを活用し、本校の学習活動や教育内容の情報を提供する。そして、関係機関と連絡調整を行いながら、適正な就学支援に向けて取り組む。

令和7年度県立学校教務主任研究協議会資料

1 教育課程編成の工夫・改善と学習評価の在り方

(1) 教育課程の工夫・改善について

本校では、知的障がいのある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、各教科等を合わせた指導「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」を中心に教育活動を実施している。

昨年度より、「朝の運動」と「作業学習」をコロナ禍前と同様に中学部・高等部合同で行うようにした。

(2) 学習評価の在り方について

本校は「各教科等を合わせた指導」を中心に教育活動を展開していることから、指導の形態ごとに各教科等の目標・内容との関連を整理しながら、観点別評価を行っている。学習評価を基に、教育課程の見直しにつながるPDCAサイクルを確立している。

キャリア教育の視点に沿って、児童生徒が主体的に課題解決に取り組む内面の育ちを意識した授業づくりに努めている。

2 教務関係実務に関する問題点

教務関係実務に関しては、小学部・中学部・高等部ごとに担当者を決めているが、授業時間や準備等により、実務に携わることができないことが多い。教務関係実務について、各部の担当者が理解できるような作業準備や時間の調整等に課題がある。

3 入学生確保に向けて工夫していること

(1) 学校説明会の開催

例年6月に学校説明会を実施している。案内の配付先は、松山市内の幼・保・小・中学校である。また、本校への通学が可能と思われる伊予市・松前町・砥部町・東温市の校園にも案内を配付している。昨年度は、コロナ禍前と同様に制限なしで実施した。説明会では、学校概要説明・授業参観・質疑応答を行い、本校への理解を深めている。

(2) 外部からの教育相談・学校参観の受入れ(随時)

年間を通して本校への入学希望者、また特別支援学校を知りたいという人からの教育相談や授業・施設参観の受入れを行っている。

(3) 入学希望者を対象とした説明会の実施

例年8月下旬に入学希望者説明会を行い、願書を配付している。実際に教育活動を見ることができていない保護者・児童生徒には、学習活動を実際に見学していただくようにしており、本校の教育への理解を深めるように努めている。

(4) ホームページでの入学案内

ホームページ上に入学案内や募集要項を掲載し、情報発信をしている。また、令和3年度に教育相談のページを更新し、webからの問合せもできるようにしている。